第十七条第一項中「に対し」を「又は当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）に対し」に、「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改め、同条第二項中「第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届」を「第二十二条第一項の規定による届出又は国外転出届」に、「当該最初の転入届」を「これらの届出」に改め、同条第四項中「住所地市町村長」を「その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　国外転出者に対する第四項、第五項及び前項の規定の適用については、第四項中「その変更があった日から十四日以内に」とあるのは「速やかに」と、「住民基本台帳」とあるのは「戸籍の附票」と、「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と、第五項及び前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」とする。

第十九条第四号及び第四十八条中「機構保存本人確認情報」を「機構保存本人確認情報等」に改める。

第五十五条中「通知カード又は」を削る。

附則第三条第二項及び第三項中「通知カードにより」を削る。

別表第一の三十六の二の項中「による」の下に「罹(り)災証明書の交付又は」を加え、同表の四十九の項中「又は費用の徴収」を「、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施」に改め、同表の九十三の項の次に次のように加える。

九十三の二　厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の一の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二の項から四の項までの規定中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五の項中

厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十五の項中「年金給付関係情報又は」を「年金給付関係情報又は特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の二十六の項中「雇用保険法による給付の支給に関する情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の三十三の項中「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金関係情報」に、「若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」を「の支給に関する情報又は特別障害給付金関係情報」に改め、同表の三十九の項中「年金給付関係情報」の下に「又は特別障害給付金関係情報」を加え、同表の四十二の項中

市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

に、

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の実施者、特定中国残留邦人等に対する特定治療支援事業の実施者、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律による療養所の設置者、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による給付金の支給を行う者、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法による給付金の支給を行う者、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施者、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告、入院の措置、費用の負担又は公費負担医療の実施者、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による援護の実施者、行旅病人及び行旅死亡人取扱法による扶助を行う者、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給を行う者、石綿による健康被害の救済に関する法律による特別遺族弔慰金等の支給を行う者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給を行う者、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給を行う者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置を行う者

に改め、同表の三十四の項中

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報又は特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十五の項中

厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの

を

厚生労働大臣又は日本年金機構	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）又は失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の三十六の項中

市町村長	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報であって主務省令で定めるもの

に、

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

を

医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務
都道府県知事等	生活保留邦人であっ